

発議案第 13 号

下水道の維持管理・更新におけるウォーター P P P 導入推進に係る丁寧な対応を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 13 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	立 川 清 英
賛成者	八千代市議会議員	嵐 芳 隆
	同	大 塚 裕 介
	同	山 口 勇

提案理由

国に対し、下水道の維持管理・更新におけるウォーターＰＰＰ導入推進に係る丁寧な対応を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

下水道の維持管理・更新におけるウォーター P P P 導入推進に係る丁寧な対応を求める意見書

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変重要な課題である。地方公共団体が整備や維持管理を行ってきた下水道は、1990年代に建設されたものが多く、下水道管の耐用年数をおおよそ35年と仮定すると、2025年頃から大量に更新時期を迎えることが予想される。

地方公共団体の下水道事業においては、この施設の老朽化に加え、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理・運営状況の悪化に対し、広域化やD Xを始めとする効果的・効率的な取組が求められている。

政府は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のため、P P P / P F I 推進アクションプラン（令和5年改定版）を策定し、公共施設等運営事業へ移行する方針を示した。下水道においては、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式を新設し、公共施設等運営事業と併せて「ウォーター P P P」として導入拡大を図ることとした。

さらに、政府は、社会資本整備総合交付金の交付要件について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーター P P P 導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」としている。

下水道事業における P P P / P F I の導入は、政令指定都市を始めとした人口20万人以上の大規模な地方公共団体では進んでいるが、中小規模の地方公共団体では進んでいないのが現実である。その原因として、P P P / P F I 手法は仕組みが複雑で、検討事項が多岐にわたるにもかかわらず、中小規模の地方公共団体にはノウハウがないことや、施設等の規模が小さいため、事業規模が大きくなりにくいこと等が挙げられる。

よって、本市議会は国に対し、地方公共団体が民間企業との連携の下で安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、ウォーター P P P の導入推進に当たっては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く求

めるものである。

記

- 1 社会資本整備総合交付金の交付において、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーター P P P 導入を決定済みであることを令和 9 年度以降に要件化する」との政府の方針について、地方公共団体の取組状況に応じた弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

八千代市議会

提出先

国 土 交 通 大 臣 様

内閣府特命担当大臣（地方創生） 様